

令和2年5月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年5月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階会議室
に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

2番	池田 清茂	委員
4番	石井 孝雄	委員
5番	稲富 克紀	委員
7番	内田 洋一	委員
9番	笠 幸夫	委員
10番	古賀 誠一	委員
11番	古賀 喜治	委員
12番	坂井 康孝	委員
14番	田中 文	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
19番	日比生和雄	委員
21番	松延 洋一	委員
22番	馬渡恵美子	委員
24番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

飯田三津雄 委員 池田 龍子 委員 上村 孝二 委員 緒方 義範 委員
平 壯一 委員 富松 隆晴 委員 深川 嘉穂 委員 森崎 康洋 委員

事務局の出席者は6名である。

事務局 それでは、5月の総会に当たりまして報告をいたします。本日、現委員数23名中、15名の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから5月の農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

審議番号5番は、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」と関連がある案件でございますので、審議番号5番とそれ以外を分けて審議することとし、審議番号5番は、第4号議案と一括して議題といたします。

それでは、第1号議案のうち、審議番号5番を除く議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転

東部地域 1番から2ページ4番までの4件です。

西部地域 6番から3ページ10番までの5件です。

以上、審議番号5番を除く、1番から4番、6番から10番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告します。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第1号議案のうち審議番号5番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち審議番号5番を除く議案は可決をされました。
続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページをお願いします。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
西部地域 1番 1件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてでございますが、事前の資料で確認していただいているとのことで割愛させていただきます。そういうことで、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、次の第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件

でございますので、先ほどの第1号議案、審議番号5番とあわせて一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

1ページをお願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転の許可申請が提出されたので、付議いたします。

所有権移転 東部地域 2ページ審議番号5番の1件です。第4号議案4番と関連案件となります。

以上、審議番号5番の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

5ページをお願いいたします。

第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域 1番 1件です。

こちらにつきましては、第4号議案9番と関連案件となります。

6ページをお願いいたします。

第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から4番までの4件です。

なお、審議番号4番は、第1号議案5番と関連案件となります。

7ページをお願いいたします。

西部地域 5番から、8ページ12番までの8件です。

なお、8ページ9番は、第3号議案1番と関連案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてでございますが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。

す。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
なお、採決に当たりましては、第1号議案審議番号5番、第3号議案並びに第4号議案に分けて採決をいたします。
それでは、第1号議案審議番号5番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案審議番号5番は可決されました。
続きまして、3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。
第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出さ

れたので、付議いたします。

審議番号1番 1件です。

1番 申請人 太郎原町 * * * * * 経営面積79,921m²

農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決をされました。続きまして、第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。
第1区 1番から11ページ5番までの5件です。
11ページをお願いいたします。
第3区 6番、7番の2件です。
第5区 8番 1件です。
以上、審議番号1番から8番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決をされました。よって、久留米市長宛てへ通知いたします。

続きまして、第7号議案「農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 12ページをお願いいたします。

第7号議案「農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定について」

空き家に付属する農地指定申請書が提出されましたので、付議いたします。

西部地域 審議番号1番の1件です。

申請地 城島町四郎丸 田 183m² 別段面積1.83 a。地図番号15番です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について」
報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」
報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
報告第4号「職員の任免について」
事務局の説明を省略いたします。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了いたします。したがって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「無しの声」

議長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、
2番 池田清茂委員
14番 田中文委員 をお願いいたします。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。